改正後	改正前
3　法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。	3　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　役員が法第三百八条の二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）	五　役員が法第三百八条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
［六～九　略］	［六～九　同上］
別紙様式第４号（第15条の３関係）	**別紙様式第４号**（第15条の２関係）
株主総会参考書類 ［1～4　略］ （記載上の注意）　［略］	株主総会参考書類 ［1～4　同左］ （記載上の注意）　［同左］
（日本産業規格Ａ４）	（日本産業規格Ａ４）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
第九条　法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。	**第九条**　［同上］
［一～二の二　略］	［一～二の二　同上］
二の三　別紙様式第一号の二により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第二号に該当しないことを誓約する書面	［号を加える。］
三　取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役、監査役又は重要使用人が外国人である場合は、別紙様式第二号により作成した誓約書）	三　取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第二号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書（当該取締役、監査役又は重要使用人が外国人である場合は、別紙様式第二号により作成した誓約書）
四　［略］	四　［同上］
五　別紙様式第五号により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第二号及び第四号から第十号までに該当しないことを当該取締役、監査役及び重要使用人が誓約する書面	五　別紙様式第五号により作成した取締役、監査役及び重要使用人が法第七十条第一項第四号から第十号までに該当しないことを誓約する書面
六　［略］	六　［同上］
七　会計参与設置会社であるときは、別紙様式第六号により作成した会計参与が法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十三条第三項各号に該当しないことを当該会計参与が誓約する書面	七　会計参与設置会社であるときは、別紙様式第六号により作成した会計参与が法第七十一条第二項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十三条第三項各号に該当しないことを誓約する書面
［八～十一　略］	［八～十一　同上］
2　［略］	2　［同上］